



長野県報

4月26日(木)
平成19年
(2007年)
第1858号

目次

規則

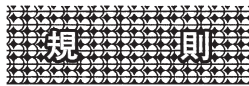
製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則(食品・生活衛生課).....	2
企業局関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(経営企画課).....	2
教育委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(教育総務課).....	2

告示

長野県議会臨時会の招集(財政課).....	4
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定(長寿福祉課).....	4
基本測量の実施(土木政策課).....	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課).....	5
宅地建物取引業法に基づく公開の聴聞(建築管理課).....	5
地方自治法に基づく包括外部監査契約の締結(監査委員事務局).....	6
広域連合の規約の変更の許可(7件)(市町村課).....	6
企業局関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程に基づく手続き(経営企画課).....	6
教育委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則に基づく手続き(教育総務課).....	7
政治資金規正法に基づく政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができない団体(選挙管理委員会).....	7
長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会).....	8
選挙管理委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(選挙管理委員会).....	8
選挙管理委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程に基づく手続き(選挙管理委員会).....	8
監査委員関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(監査委員事務局).....	8
監査委員関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程に基づく手続き(監査委員事務局).....	8
労働委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(労働委員会).....	8
労働委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程に基づく手続き(労働委員会).....	9
収用委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(収用委員会).....	9
収用委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程に基づく手続き(収用委員会).....	9
特定計量器の定期検査(ものづくり振興課).....	9

公告

特定調達契約に係る一般競争入札(情報政策課).....	12
一般競争入札(管財課).....	13
調理師試験(食品・生活衛生課).....	13
製菓衛生師試験(食品・生活衛生課).....	14
毒物劇物取扱者試験(薬事管理課).....	14
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課).....	15
平成19年度職業訓練指導員試験(雇用・人材育成課).....	16
県営土地改良事業の工事の完了(2件)(農地整備課).....	16
土地改良事業の施行の同意(農地整備課).....	17
土地改良区役員の退任の届出(農地整備課).....	17
一般競争入札(県立病院課).....	17
一般競争入札(2件)(河川課).....	18
一般競争入札(砂防課).....	19
警備業法に基づく警備員指導教育責任者講習の開催(生活安全企画課).....	20
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会(2件)(生活安全企画課).....	21
平成19年度長野県職員採用上級試験(大学卒業程度)の実施(人事委員会事務局).....	22
平成19年度長野県警察職員採用上級試験(大学卒業程度)の実施(人事委員会事務局).....	26



製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年 4月26日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第26号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和42年長野県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書及び同条第1号を削り、同条第2号中「又は」を「若しくは当該施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者であることを証明する書類として知事が別に定めるもの又は」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とする。

様式第1号中

「製菓衛生師法第4条の規定による製菓衛生師試験を受けさせてください。

（添付書類）

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であることを証明する書類
- 2 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は菓子製造業従事証明書
- 3 写真（上半身、無帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの）

を

「製菓衛生師法第4条の規定による製菓衛生師試験を受けさせてください。

最終学歴	年 月	学校	卒業 中退 在学中
------	-----	----	-----------------

（添付書類）

- 1 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し若しくは卒業証明書若しくは当該施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者であることを証明する書類として知事が別に定めるもの又は菓子製造業従事証明書
- 2 写真（上半身、無帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの）

に改める。

様式第2号を次のように改める。

（様式第2号）（第3条関係）

菓子製造業従事証明書

1 従事者の住所及び氏名

住 所

氏 名

2 従事期間

年 月 日から

年 月 日まで

3 従事した菓子製造所の所在地及び名称

4 従事業務の概要

上記のとおり菓子製造業務に従事したことを証明します。

年 月 日

菓子製造業者

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

食品・生活衛生課

企業局関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程を次のように定めます。

平成19年 4月26日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 峯山 強

長野県公営企業管理規程第3号

企業局関係長野県行政手続等における情報通信の技術

の利用に関する条例施行規程

長野県公営企業管理者に係る申請、届出、その他の手続等に係る長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年長野県条例第3号）の施行については、長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年長野県規則第6号）の規定の例による。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

経営企画課

教育委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則をここに公布します。

平成19年 4月26日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第10号

教育委員会関係長野県行政手続等における情報通信の

技術の利用に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年長野県条例第3号。以下「条例」という。）の規定に基づき、教育委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合について、他の条例等に特別の定めのある場合を

除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 教育委員会等 次に掲げるものをいう。

ア 教育委員会若しくはこれに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令若しくは条例等の規定に基づいて独立に権限を行使することを認められたもの

イ 教育委員会が法令又は条例等の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法令又は条例等に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者（その者が法人である場合には、その代表者を含む。）

(2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(3) 電子証明書 申請等を行う者又は教育委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(手続等の告示)

第3条 教育委員会は、教育委員会等が条例及びこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、あらかじめ根拠となる条例等の名称及び条項を告示するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他教育委員会等が必要と認める事項を、教育委員会等の定めるところにより、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて次に掲げる機能を有するものから入力して、申請等を行わなければならない。

(1) 教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能

(2) 教育委員会等の使用に係る電子計算機と通信する機能

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（教育委員会等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、教育委員会等の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(1) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書

(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）

(3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定により登記官が作成した電子証明書

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会等が定める電子証明書

3 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置

は、前項の規定により申請等を行う者が行う電子署名その他の措置とする。

4 第1項の規定により申請等を行う者は、教育委員会等の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて同項各号に掲げる機能を有するものから入力し、又は当該書面等を提出しなければならない。

5 教育委員会等は、第1項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等について、教育委員会等の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができるものとする。

6 書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が、第1項の申請等を行うときは、教育委員会等の定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

7 数通の同一の書面等の提出を要する申請等について、第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等が行われた場合には、当該申請等に必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第5条 教育委員会等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、教育委員会等の定めるところにより、教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 教育委員会等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。

3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項の規定により教育委員会等が行う電子署名とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第6条 教育委員会等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、教育委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第7条 教育委員会等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

2 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること又は磁気ディスクをもって調製することとする。

(補則)

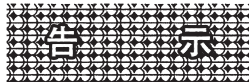
第8条 この規則に定めるもののほか、教育委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要事項は、教育委員会等が定め

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育総務課



長野県告示第264号

次の事件のため、平成19年5月7日、長野県議会臨時会を長野市に招集します。

平成19年4月26日

長野県知事 村 井 仁

付議事件

- 1 議長及び副議長の選挙
- 2 常任委員、同委員長及び同副委員長の選任
- 3 議会運営委員、同委員長及び同副委員長の選任
- 4 長野県上伊那広域水道用水企業団議会議員の選挙
- 5 監査委員の選任

財 政 課

長野県告示第265号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成19年4月26日

長野県知事 村 井 仁

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
のぞみヘルパーステーションわだ	長野県小諸市和田966-68	平成19年4月16日

(2) 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
わかば薬局須坂	長野県須坂市東横町1420-16	平成19年4月16日

(3) 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
宅老所たつまち	長野県須坂市市立町1525番地3	平成19年4月16日
宅幼老所のぞみ	長野県小諸市和田966-68	〃 〃
ほっとハウスときわの家	長野県大町市常盤2364番地5	〃 〃

(4) 特定施設入居者生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
ケアハウスのぞみ	長野県小諸市和田966-151	平成19年4月16日

(5) 福祉用具貸与

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ハウスサービス長野	長野県長野市青木島1丁目22番地2	平成19年4月16日

(6) 特定福祉用具販売

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ハウスサービス長野	長野県長野市青木島1丁目22番地2	平成19年4月16日

2 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
のぞみヘルパーステーションわだ	長野県小諸市和田966-68	平成19年4月16日
北相木村老人福祉総合センターみどり	長野県南佐久郡北相木村1607番地1	〃 〃

(2) 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
わかば薬局須坂	長野県須坂市東横町1420-16	平成19年4月16日

(3) 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
宅老所たつまち	長野県須坂市市立町1525番地3	平成19年4月16日